

入札説明書

この入札説明書は、本件調達に関し、富山県会計規則（昭和 62 年富山県規則第 17 号）その他関係法令及び本件調達に係る入札公告に定めるもののほか、一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称及び数量
富山県庁舎清掃等業務委託 一式
- (2) 委託業務の仕様等
契約書及び業務委託仕様書による。
- (3) 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所
富山市新総曲輪 1 番 7 号
富山県庁舎
- (5) 調査基準価格 有

2 入札に参加する者に必要な資格

- 入札に参加する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。
- (1) 庁舎等の清掃、設備保守点検等の役務の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和 6 年富山県告示第 137 号）第 1 の規定に該当しない者であること。
 - (2) 富山県の庁舎等の清掃、設備保守点検等の役務の調達契約に係る競争入札参加資格の審査（以下「競争入札参加資格審査」という。）の結果、清掃業務の区分において、A の等級に格付けされている者であること。
 - (3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 12 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 8 号に掲げる事業について、都道府県知事の登録を受けている者であること。
 - (4) 過去 5 年間に延床面積 3,000 平方メートル以上の建物の清掃業務契約を元請として結び、契約業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
 - (5) 令和 7 年 4 月 1 日以降、富山県の競争入札において指名停止の措置を受けていない者であること。

3 入札に参加する資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書（様式 1。以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出し、入札に参

加する資格の確認を受けなければならない。

なお、申請書若しくは資料を提出しない者又は入札に参加する資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(2) 資料は、次のとおりとする。

ア 富山県知事からの清掃及び設備保守点検業務等競争入札参加資格審査結果通知書の写し

イ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 2 号）第 32 条に規定する登録証明書の写し

ウ 2 の(4)の能力を有することを証する次に掲げる書類

(ア) 実績申立書（様式 2）

(イ) 契約書の写し

(3) 申請書及び資料の提出期間

令和 8 年 2 月 10 日（火）から同年 2 月 24 日（火）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分までとする。

ただし、競争入札参加資格審査を現に申請している者にあっては、(2)のアの書類は、入札書提出時に提出すること。

(4) 申請書及び資料の提出場所並びに問い合わせ先

〒 930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県経営管理部財産管理室管理担当

電話 076-444-3171

(5) 入札参加資格の確認の結果

入札参加資格の確認の結果は、令和 8 年 3 月 3 日（火）までに申請者に通知する。

(6) その他

ア 資料の作成に要する費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された資料は、入札参加資格の有無の確認以外には使用しない。

ウ 提出された資料は、返却しない。

エ 提出された資料に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)により説明を求める場合には、令和 8 年 3 月 6 日（金）までに説明を求める旨を記載した書面を持参により提出しなければならない。
- (3) (2)により書面が提出されたときは、令和 8 年 3 月 10 日（火）までに文書により回答する。
- (4) (2)の書面の提出場所は、次のとおりとする。

3 の (4) に掲げる場所

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
3 の (4) に掲げる場所及び問い合わせ先

- (2) 入札書の提出期限

令和 8 年 3 月 17 日 (火) 午後 5 時 15 分

- (3) 入札書の提出方法

入札書の書式は、様式 3 のとおりとし、直接持参又は書留郵便により提出しなければならない。(書留郵便により入札書を提出する場合にあっては、提出期限までに必着とすること。)

なお、電話、電報、ファックス等その他の方法による入札は認めない。

6 入札の方法

- (1) 入札書及び入札に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限るものとする。

- (2) 代理人の名前で入札される場合は、入札書提出時に委任状を提出すること。(委任状の書式は、様式 4 のとおりとする。)

- (3) 入札書を直接提出する場合は、封筒（長 3 号）に入れて密封し、その封筒の表に氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）及び「令和 8 年 3 月 23 日開札（清掃等業務委託）の入札書在中」と朱書きすること。

また、書留郵便による提出の場合は、二重封筒とし、中封筒に入札書を入れて密封のうえ、その中封筒の表に氏名及び「令和 8 年 3 月 23 日開札（清掃等業務委託）の入札書在中」と朱書きするとともに、外封筒の表にも「令和 8 年 3 月 23 日開札（清掃等業務委託）の入札書在中」と朱書きすること。

- (4) 入札参加者は、この入札説明書、契約書（案）、業務委託仕様書等を熟覧のうえ、受託に要する一切の諸経費を含めた総額をもって、入札金額を見積るものとする。

- (5) 入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- (6) 一旦提出した入札書は、いかなる理由があっても書換え、引換え又は撤回をすることができない。

- (7) 入札公告等により申請書を提出した者が、開札時に入札に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件にあらかじめ入札書を提出した場合において、その者に係る資格確認が開札日時までに終了しないとき、又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書を落札決定の対象としない。

7 開札の日時、場所

- (1) 開札の日時 令和8年3月23日（月）午前10時00分
- (2) 開札の場所
〒 930-8501 富山市新総曲輪1番7号
防災危機管理センターB807会議室

8 開札の方法

- (1) 開札は、原則として入札に参加する者全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を3の(4)の機関に届け出るものとする。
- (2) 開札に立ち会わない者があるときは、入札執行事務に關係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (3) 開札場所（以下「開札場」という。）には、入札に参加する者並びに入札執行事務に關係のある職員及び(2)の立会いの職員以外の者は、入場することができない。
- (4) 入札に参加する者は、開札場に入場するときは、身分証明書（運転免許証等）を提示し、その写しを提出しなければならない。
- (5) 入札に参加する者が代理人又は復代理人の場合は、入札権限に関する委任状を提出しなければならない。
- (6) 入札に参加する者は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。
- (7) 入札に参加する者は、管財課長が特にやむを得ない事情があると認める場合のほか、開札場を途中退場することができない。
- (8) 開札をした結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合、入札に参加する者のすべてが立ち会っているときは直ちに、他の場合にあっては、管財課長が別に定める日時に行うものとする。

9 入札保証金

免除する。

10 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) この入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 指定された日時までに指定された場所に入札書が到着しなかった入札
- (3) 郵便入札の場合において、封筒の表に「入札書在中」の表示のない入札
- (4) 入札書に入札参加者の記名押印がない入札
- (5) 入札書の記載金額を加除し、又は訂正した入札
- (6) 一の入札参加者が2通以上の入札をしたときの入札
- (7) 入札に参加する者が他の者の代理人を兼ねてした入札又は2人以上の代理を兼ねてした者の入札
- (8) 入札書の記載金額その他入札要件を認知することができない入札

- (9) 入札に参加する者が代理人又は復代理人の場合において、委任状の提出のない入札
- (10) 無権代理人がした入札
- (11) 入札に関し不正行為があつた者のした入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

11 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行つた者を落札者（契約の相手方）とする。
- (2) ただし、落札者となるべき者の入札価格が調査基準を下回る場合は、落札者の決定を保留し、富山県庁舎等清掃及び警備業務委託低入札価格調査制度実施要領に基づき、審査を行い、落札者を決定する。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち合わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わつて本件入札執行事務に關係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (4) 落札者が指定の期日までに契約を締結しないときは、落札者の決定を取り消すものとする。

12 契約書の作成

- (1) 落札者が決定したときは、その日の翌日から起算して5日以内（日曜日、土曜日及び休日を除く。）に契約を締結するものとする。
- (2) 契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限るものとする。

13 契約保証金

- (1) 落札者は、落札者が決定した日の翌日から起算して5日以内（日曜日、土曜日及び休日を除く。）に、契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 納付金額は、契約金額（落札金額に100分の110を乗じた額）の10%に相当する額以上の額とする。
- (3) 契約保証金は、現金で富山県が発行する納入通知書により納付する。契約保証金の納付に代えて提供することができる担保は、富山県経営管理部財産管理室庁舎通信担当（以下「財産管理室庁舎通信担当」という。）に持参のうえ、納付する。
- (4) 契約保証金の納付に代えて提供することができる担保及びその金額は、下記のとおりとする。ただし、事前に財産管理室長の承認を受けなければならない。
 - ① 国債及び地方債 額面金額
 - ② 政府の保証のある債券 額面金額の8割に相当する金額
 - ③ 確実と認められる社債 額面金額の8割に相当する金額
 - ④ 確実と認められる金融機関の定期預金債権 債権金額

⑤ 確実と認められる金融機関の保証 保証金額

(5) 契約保証金の免除

① 免除の要件（ア又はイのいずれか）

ア 落札者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 落札者が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

② 免除手続は、別紙の様式5及び様式6により申請すること。

なお、申請期限及び申請場所は次のとおりとする。

免除手続申請期限 落札者が決定した日から起算して2日以内

免除申請書提出場所 富山県経営管理部財産管理室庁舎通信担当

③ 免除の可否は、書面で通知する。

(6) 落札者がその義務を履行しないときは、保証金は、県に帰属する。

(7) 保証金の還付は、契約履行後に財産管理室庁舎通信担当において行う。

14 その他必要な事項

(1) 2の(2)の資格審査に関する事項の照会先及び登録申請の提出先

〒 930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県経営管理部財産管理室管理担当

電話 076-444-3171

(2) この契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

(3) この契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、この契約手続の停止等を行うことがある。